

## シェアタ（運転者用）アプリ使用契約書(案)

アプリを運営する株式会社 GT (以下、甲と言う。)と運転者 (以下、乙と言う。)  
下記の内容で当該アプリの使用契約を締結する。

第一条 シェアタ運転者用アプリに、運転者として登録する運転者乙は、下記必要書類を甲に提出し承認を取得しなければならない。

(必要書類) 1、運転免許証コピー (本人名義)

2、自賠責保険証コピー (下記4の車両に付保されたもの。)

3、任意保険証コピー (下記4の車両に付保されたもの。)

4、使用自家用車の車検証コピー (本人またはご家族名義のもので、上記1の現住所と使用場所が同じであること。)

5、運転記録証明書コピー 6、使用開始に伴う念書 7、本契約書

(上記必要書類の更新時期)

\*上記1から4については有効期日の7日前までに更新した書面コピーを甲に提出する

\*上記5については、上記1の更新時と同期日とする。

\*上記7は初回提出のみ

第二条 (運転者の就労時間)

運転者の就労時間はA型とB型の二種類とする。

(A型勤務) 一週間で20時間未満の就労とする。

(B型勤務) 一週間出て40時間とする。

第三条 (給与規定)

別紙給与規定通りとする。

第四条 (給与支給日)

別紙給与規定通りとする。

第五条 (アプリの使用契約解除)

運転者自身が当該アプリの使用契約解除を希望し自身の携帯端末からアプリをインストールした場合や使用に伴う念書の各項目に違反し、会社から使用契約解除された場合など。

第六条 (貸付品の返還)

甲と乙が上記第五条によりアプリの使用契約関係が解消した際は、乙は甲に対しアプリの契約が解消した日より7日以内に、車内搭載用レコーダー並びにそのカメラに使用したSIMカードを甲または甲が指定した者へ返還すること。

第七条 (罰則金)

上記六条の通り、アプリの使用契約関係が解消し7日以内に乙が甲に上記貸し出しを返還しなかった場合、甲は乙に対し金50,000円を請求し、乙は甲の指定する口座に支払うことを約束する。

(甲)

(乙)

大阪府東大阪市長田東4-5-30

(住所)

株式会社 GT

代表取締役 中村一人

(氏名)

印

\*当状は、まず乙が捺印し会社に提出してください。会社は承認後捺印し郵便で返送します。